

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報等の取組

令和 8 年 2 月 18 日

(全体方針)

- 東電原発事故の損害賠償請求権の時効については、平成 25 年の時効特例法で「損害及び加害者を知った時から 10 年」とされ、民法の規定である 3 年から延長されているところ、令和 3 年 3 月に発災日から 10 年を迎えるに当たって再度の延長は行わず、賠償請求を促す広報の強化等によって早期の賠償実現につなげていくこととした。
- 発災から 15 年となる現在においても、地元自治体等からは ADR センターの和解仲介手続等の原子力損害賠償制度の周知について要望が寄せられている。また令和 7 年 8 月の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」において、文部科学大臣より ADR センターの周知活動に引き続き積極的に取り組む旨発言している。
- 上記の経緯も踏まえ、国と関係機関が連携して早期の損害賠償請求を促すための広報活動を実施し、必要な情報を周知してきた。令和 7 年度は福島県内のテレビ CM 放映及びチラシ配布を前年度から引き続き実施するとともに、若中年層に訴求する広報や、県外避難者を対象とした広報にも取り組む。
- 上記の方針を踏まえて、令和 7 年 5 月以降、主に以下の活動を実施。
 - ※ 実施中の取組を含む。
 - ※ ADR センターの広報等の取組は資料 5 も参照。
 - ※ 東京電力における広報等の取組は資料 2 も参照。

1 追加賠償を含む賠償請求を促す広報活動

① 賠償請求に関するお問い合わせ窓口を紹介する動画の制作・放映

福島県出身のタレントの武田玲奈さんにご出演いただき、CM 動画を新規で制作。これまでの CM で紹介していなかった ADR センターを含め、原子力損害賠償請求についてお気軽にお問い合わせいただける窓口を周知する内容とした。
以下の(i)～(iii)の通り放映・公開している。

(i) テレビ CM

令和 6 年度までの実績も踏まえ、高齢者を含む幅広い世代がアクセスでき、高い周知効果が見込まれることから、新規制作したテレビ CM を福島県内で放映。

●期間：令和 8 年 2 月 2 日～3 月 15 日（実施中）

●本数：約 210 本

●放送局は以下のとおり：

福島県内の民放 4 局（福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島）

(ii) トレインチャンネル

関東近郊の避難者を対象とした広報施策として、令和7年度より実施。

●期間：令和8年2月2日～2月15日

●出稿先路線：JR 常磐線、JR 埼京線

●放映頻度：約25分に1回（※）

※10両編成の電車の場合、1両あたり8面の画面があるため、同時に80回放映される。

(iii) YouTube 広告

主に若中年層への訴求効果を見込み、令和7年度より実施。

●期間：令和8年2月2日～3月15日（実施中）

●総表示回数：約115万回（予定）

●対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

② バナー広告の出稿

主に若中年層への訴求効果を見込み、令和7年度より実施。Googleと連携しているウェブサイトにバナー広告を出稿する形式で、バナーから文部科学省の原子力損害賠償広報サイトに移動できるようになっている。

●期間：令和8年2月2日～3月15日（実施中）

●総表示回数：約285万回（予定）

●対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

③ 原子力損害賠償に関するチラシの改訂・配布

令和6年度に制作したチラシを部分的に改訂。自治体の広報誌への折り込みや、各種機関への設置用として配布を予定している。

●期間：令和8年3月頃（自治体の3月号広報誌への折り込みを含む）

●部数：約103,300部

●配布先は以下の通り

- (i) 自治体（福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、川内村、楢葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市）
- (ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、漁業協同組合連合会、市長会、町村会（福島県と連携）
- (iii) 避難者支援団体等（生活再建支援拠点（26拠点）、みんぶく（3.11被災者を支援するいわき連絡協議会）など）
- (iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、法テラス、復興庁福島復興局等

関係機関

- (v) 全都道府県の弁護士会、司法書士会（日本弁護士会、福島県司法書士会と連携）

2 今後の予定

○上記の取組やその成果を踏まえ、NDF 及び ADR センターといったお問合わせ窓口の周知等、損害賠償請求を促す広報活動を引き続き進めていく。

(参考)

その他の関係機関による被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 <NDF>
 - ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 <東京電力>
 - ③ 無料法律相談の実施 <NDF、法テラス^(※)>
- (※) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR 申立てに係る説明会への調査官の派遣 <ADR センター>
 - ⑤ 相談窓口や個別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート<東京電力>
 - ⑥ 追加賠償に係る請求書作成支援 <NDF>
 - ⑦ 福島市・郡山市・いわき市で、相談会日程を掲載したチラシのポスティング <NDF>
 - ⑧ ふくしま FM に出演し NDF の取り組み等の周知 <NDF>

東電福島原発事故に関する損害賠償請求に係る広報の取組

これまでの広報資料（※令和7年度に実施済及び実施予定のものを掲載）

賠償請求に関するお問い合わせ窓口を紹介する動画の制作

①テレビCMの放映（イメージ）



対象地域：福島県

放映期間：令和8年2月2日～3月15日

本数：約210本

②トレインチャンネルでの広報動画放映



対象路線：JR常磐線、JR埼京線

放映期間：令和8年2月2日～2月15日

放映頻度：約25分に1回

③YouTube広告への出稿（イメージ）

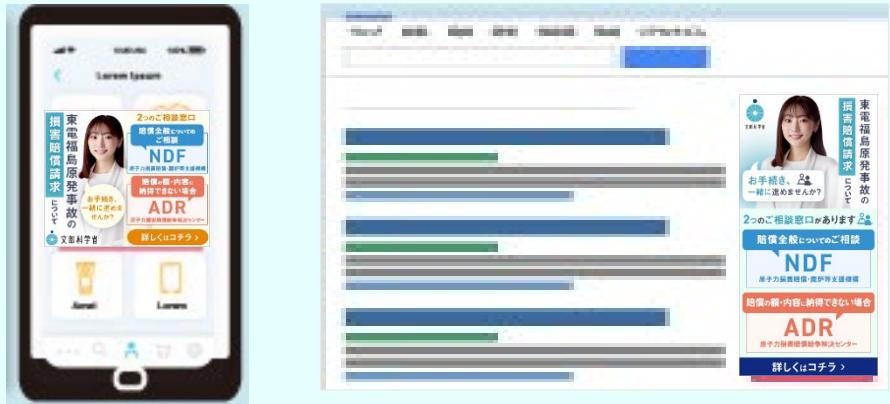


対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

放映期間：令和8年2月2日～3月15日

表示回数：約115万回（予定）

ウェブバナー広告の出稿・掲載（イメージ）



掲載期間：令和8年2月2日～3月15日

表示回数：約285万回（予定）

対象地域：福島県、茨城県、埼玉県

原子力損害賠償に関するチラシの配布



(表面)

期間：令和8年3月頃

部数：103,300部

配布先：福島県内自治体、関係機関、全国の司法書士会、弁護士会等へ配布



(裏面)